

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年３月18日
【計算期間】	第21期（自 平成20年６月21日 至 平成20年12月22日）
【ファンド名】	ＪＦジャパン小型株オープン
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【電話番号】	０３－６７３６－２０００
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

追加型株式投資信託／国内株式型（中小型株型）^{*}に属します。

^{*} 「国内株式型（中小型株型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の中型・小型株に投資するもの」をいいます。

（ニ）ファンドの特色

主として日本の小型株の中から、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄に投資し、株価の上昇を捉えることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

当ファンドの投資対象は、日本の取引所における全上場銘柄のうち時価総額下位20%に属する銘柄とします。ただし、ある銘柄を当ファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額下位20%でなくなった場合は、継続して保有できるものとします。

個別株式の選別は、ポートフォリオ・マネジャーが行う企業に対する取材^{*}によるボトムアップ・アプローチ方式で行います。

^{*} 「取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

また、「企業に対する取材」を「企業取材」ということがあります。

当ファンドのベンチマークは、RUSSELL / NOMURA Small Cap インデックス（ラッセル / ノムラ・スモール・キャップ指数^{*}（配当込み））とします。

ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。また、日本の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

^{*} ラッセル / ノムラ・スモール・キャップ指数とは、RUSSELL / NOMURA日本株インデックスのサイズ別指数です。

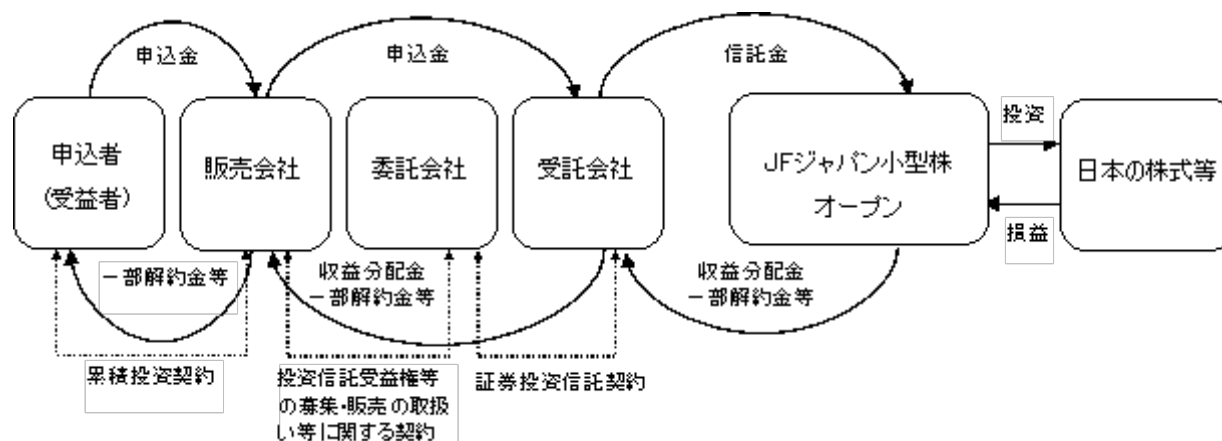
RUSSELL / NOMURA Total Marketインデックス（ラッセル / ノムラ・トータル・マーケット指数）は、日本株式市場全体の時価総額上位約98%をカバーする指数で、このうち時価総額下位約15%の銘柄によりラッセル / ノムラ・スモール・キャップ指数が構成されています。同指数の時価総額分類においては、市場の実勢を反映させるため安定持株控除後の時価総額を用いており、指数構成銘柄の見直しは原則年1回行われています。

RUSSELL / NOMURA日本株インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社およびRUSSELL INVESTMENTSに帰属します。なお、野村證券株式会社及びRUSSELL INVESTMENTSは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、委託会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

株式の組入比率に制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち、積極的な運用を行います。

(２)【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社が締結している契約等の概要

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、日本の小型株を主要投資対象とします。

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

（ロ）投資態度

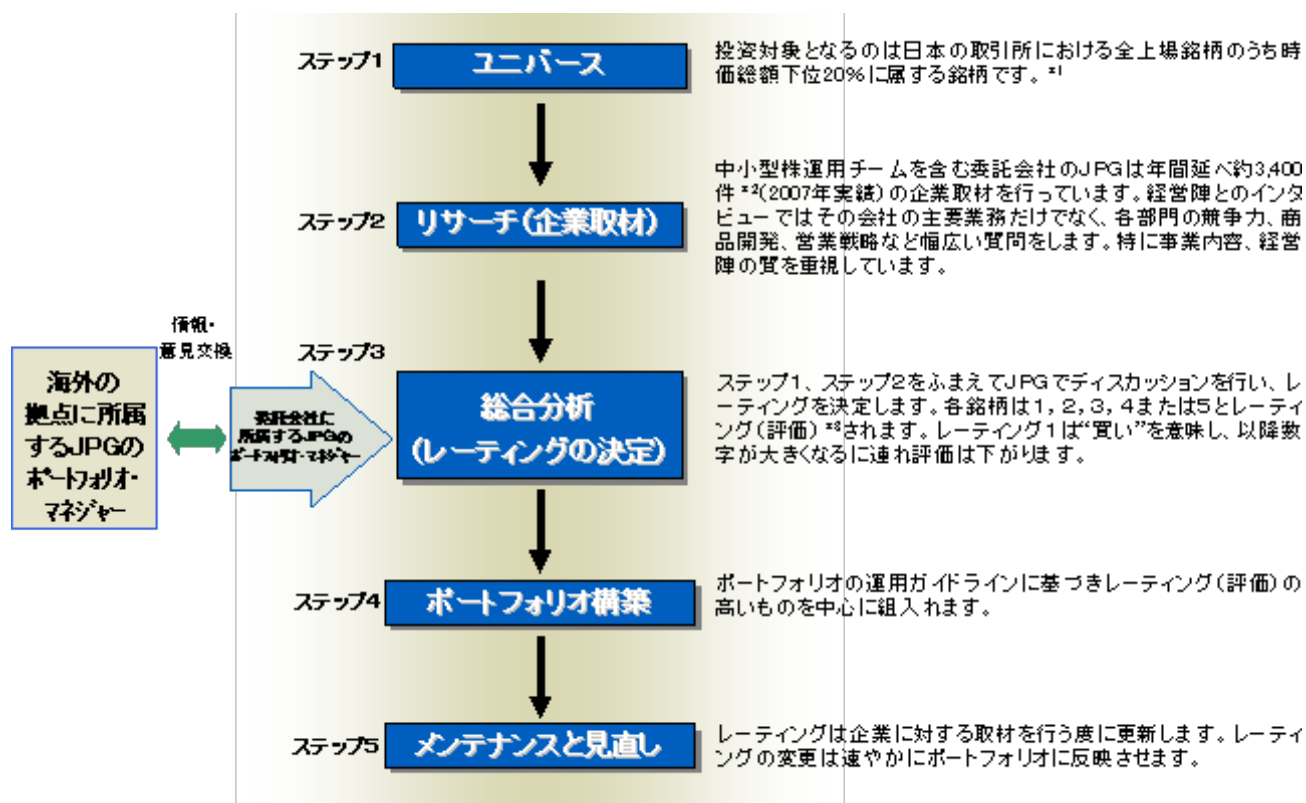
当ファンドの運用は、委託会社のJF運用本部のJF日本株運用グループ（以下「JPG」といいます。）に所属する中小型株運用チームが行います。

委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ*の一員です。JPGは、同グループ各社でJF日本株式ストラテジーや行動ファイナンス・アプローチによる日本株式ストラテジーの運用を行う運用担当者（以下「ポートフォリオ・マネジャー」という場合があります。）で構成されます。

これにより、委託会社の中小型株運用チームは、同グループの一員である海外の拠点に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

* JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称して「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループということがあります。

当ファンドの運用プロセスは次の図のとおりです。（なお、資金動向や市況動向により、以下のような運用ができない場合もあります。）



* 1 投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券（以下あわせて「ＲＥＩＴ」といいます。）も含まれます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその２分の１超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

* 2 大型株式を含む委託会社のＪＰＧの企業取材件数です。なお、ＲＥＩＴにかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

* 3 銘柄の評価は委託会社独自のものであり外部に公表することを目的とするものではありません。

運用の手法

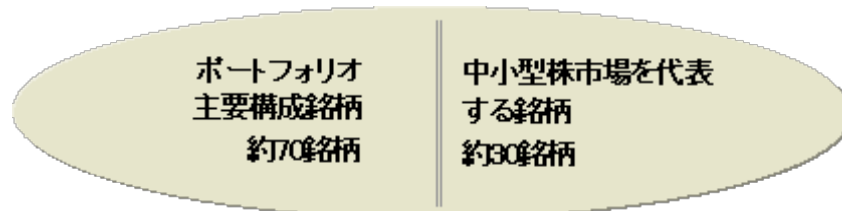
委託会社による企業調査

委託会社のＪＰＧは、年間延べ約3,400件*（2007年実績）の企業に対する取材を行い、その結果を総合的に分析して、当ファンドの運用に反映させています。（以下、企業に対する取材とその結果分析の過程を合わせて「企業調査」または「調査」といいます。）

* 大型株式を含む委託会社のＪＰＧの企業取材件数です。

コア・カバレッジ100

中小型株運用チームでは、ポートフォリオ主要構成銘柄である約70社およびポートフォリオ主要構成銘柄以外の中小型株市場を代表する銘柄約30社をあわせた合計約100銘柄を、コア・カバレッジ100と呼んでいます。

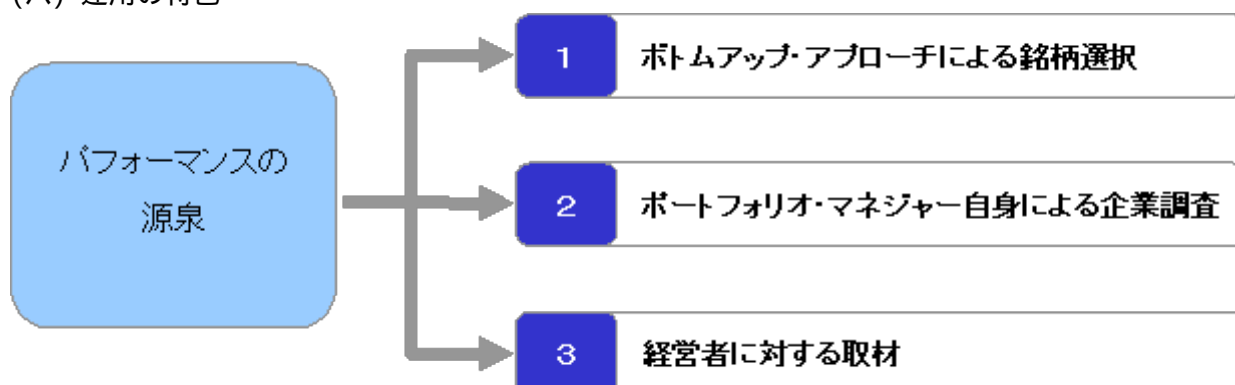


調査においては、中小型株市場について行いますが、当ファンドでは、その中から日本の取引所におけるすべての上場企業のうち時価総額下位20％に属する銘柄に投資します。

ニューアイデア銘柄

ＪＰＧの企業調査において最も創造性が発揮されるのは、コア・カバレッジ100以外の銘柄についての調査であり、特にこれを重視しています。新しく魅力的な銘柄（ニューアイデア銘柄）を発掘するための調査活動を積極的に行っています。

(八) 運用の特色



徹底したボトムアップ・アプローチで銘柄を厳選します。

ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用手法です。

ポートフォリオ・マネジャー自身による徹底した企業調査を行います。

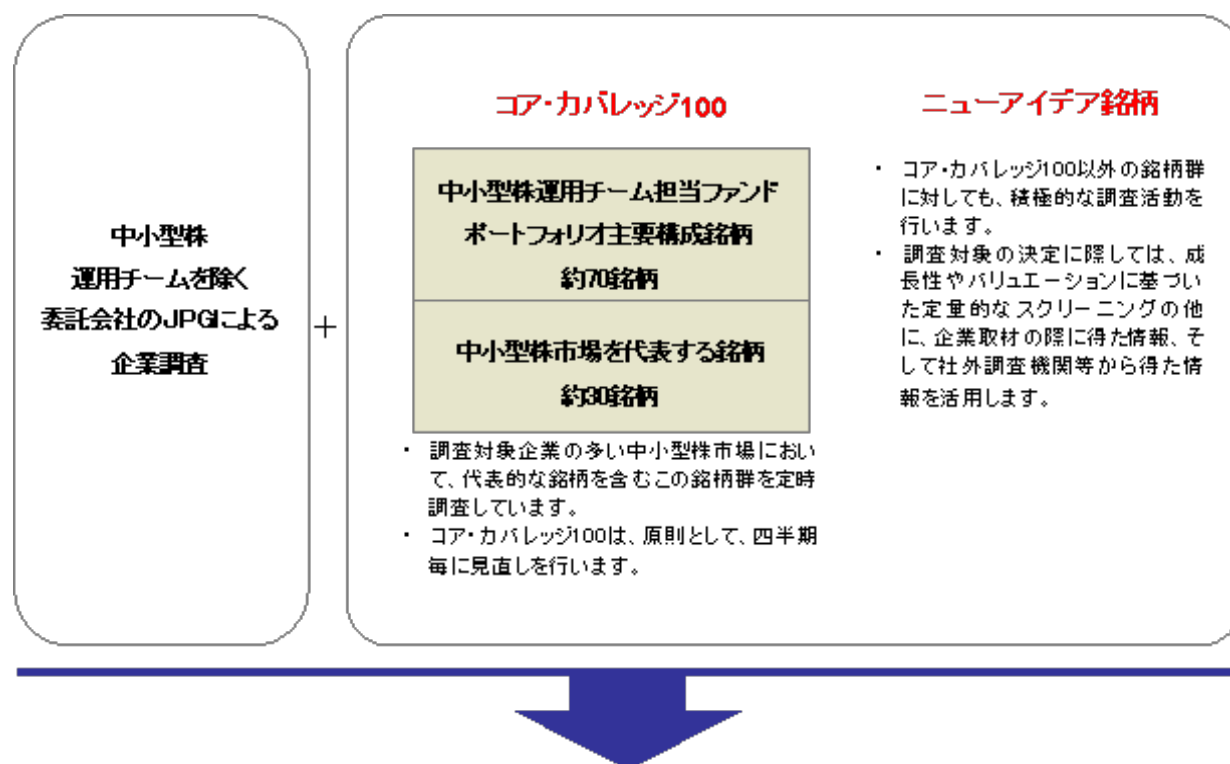
中小型株運用チームを中心とした、企業に対する取材によって得られた情報が直接、銘柄選択に反映されます。

原則として、企業取材は経営者本人に対して行われています。

企業取材時には、ビジネスモデルの有効性および経営者の質の見極めに重点を置いています。

なお、ＲＥＩＴに関しては、その運用会社や投資法人の責任者に対して企業取材を行います。

（二）企業調査体制



年間で延べ約3,400件*（2007年実績）の企業取材を行っています。

* 大型株式を含む委託会社のＪＰＧの企業取材件数です。

（２）【投資対象】

（イ）委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。

（ＪＦジャパン小型株オープン約款（以下「信託約款」といいます。））

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ７．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ８．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

す。）

９．コマーシャル・ペーパー

10．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から10までの証券または証書の性質を有するもの

12．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

15．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

16．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

17．外国法人が発行する譲渡性預金証書

18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で19の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものおよび13の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、２から６までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

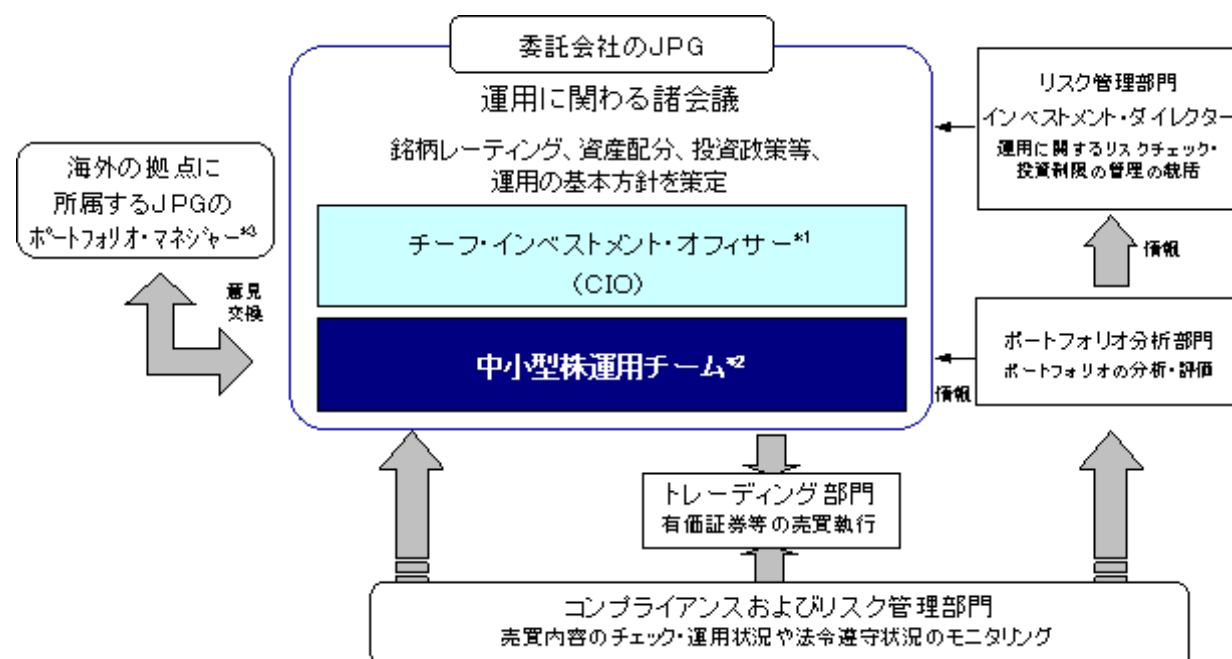
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

(ハ) 前記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる投資対象により運用することの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りとなります。



*1 運用に関わる諸会議を主催し、中小型株運用チームを含む委託会社に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーを統括します。

*2 内外の経済、産業、企業および資本市場等の動向に関する調査・研究を基に投資信託の運用計画を策定、実施します。また、ポートフォリオの構築、投資判断を行います。

*3 委託会社に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員である海外の拠点に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

JPGは21名（平成20年6月末現在）で構成されており、運用に関わる諸会議にて、銘柄レーティング、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

中小型株運用チームを含む委託会社に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャー（平成20年6月末現在20名）は、運用に関わる諸会議の基本方針を踏まえ、運用計画を策定します。

中小型株運用チームのポートフォリオ・マネジャー（平成20年6月末現在4名）は運用計画に基づき、投資判断を行います。

トレーディング部門は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

ポートフォリオ分析部門において、運用実績の分析および評価が行われ、JPGのポートフォリオ・マネジャーやインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。

運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

運用部門から独立したコンプライアンス部門は法令遵守状況のモニタリングやリスク管理部門による運用リスクに関する管理・監督を行います。

委託会社では運用業務規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については信託約款第41条第１項をご参照ください。）

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）について販売会社に交付され、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の１から６までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の１から６までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売り出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。
- ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。）、有価証券指数等先物取引（旧証取法第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。）および有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- １．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第２項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- １．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - ２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- １．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第２項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第２項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下２において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価

証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドの受益権の価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他為替変動による影響を受けます。当ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって当ファンドは元金が保証されているものではありません。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。

（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。当ファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものとなります。そのため、当ファンドの基準価額の値動きが日本の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

中小型株式のリスク

中小型株式は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。中小型株式は大型株式に比べてより不安定であり、各国の景気および経済状況等の悪化からより大きな影響を受けます。したがって、当ファンドが投資する企業は、経営状況の悪化、または経営危機的な状況等に陥る可能性が大型株式に比べて高いため、このことがより大きなリスク要因になります。これらのリスク要因により、中小型株式の価格は大型株式よりも不安定であり、より大幅に変動する可能性があります。また投資する市場の環境の悪化により、流動性はより低くなる可能性があります。これらのリスクは、比較的小規模で実績のない発行体の証券に投資する場合には強くなります。したがって、当ファンドの基準価額は、主として大型株式に投資する場合に比べて、より大幅に変動することが考えられます。

投資銘柄集中リスク

当ファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きと異なり、基準価額が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

為替変動リスク

為替相場の影響による価格変動リスクです。当ファンドは、信託財産の純資産総額の50%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場により基準価額が変動することがあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。（また、ベンチマークを変更することもあります。）

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認めた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合に、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

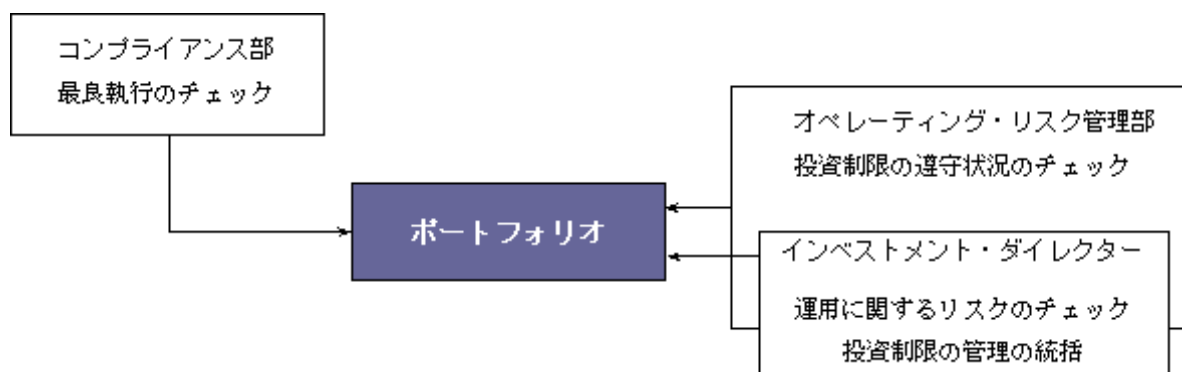
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制



- インベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、四半期に一度、ポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を統括します。
- コンプライアンス部は、売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買状況をモニターし、最良執行についてチェックを行います。
- オペレーティング・リスク管理部は、投資制限の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行っています。また、オペレーティング・リスク管理部内で、インベストメント・ダイレクターは投資制限の遵守状況の報告を受け、把握します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時（半日営業日は午前９時から正午））

HPアドレス：<http://www.jp.morganasset.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.7115%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.8715% (税抜0.83%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引に係る費用（売買委託手数料）が実費でかかります。

外貨建資産に投資した場合、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（REITを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

上記 から までの手数料等の合計額は、当ファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドより間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年１月１日現在のものであります。

個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合、上場株式等^{*1}の譲渡益が譲渡所得等^{*2}として課税対象となります。譲渡益は、解約価額または償還価額から取得費^{*3}を控除した額です。

法人の受益者の場合は、一部解約時または償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

* 1 租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託（当ファンドを含みます。）です。（以下同じ。）

* 2 租税特別措置法第37条の10に規定されるものをいいます。（以下同じ。）

* 3 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。（以下同じ。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

上記において、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間（以下「経過期間」といいます。）について、特例措置が設けられています。詳細は下記A.およびB.をご参照ください。

A. 1 年間に受ける上場株式等の配当等^{*}（1 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）の合計額が100万円以下の受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用され、原則として確定申告は不要です。ただし、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

源泉徴収または申告分離課税の場合の税率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

B. 1 年間に受ける上場株式等の配当等^{*}（1 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）の合計額が100万円を超える受益者については、源泉徴収による申告不要制度が適用されませんので、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択し、確定申告を行うことが必要となります。

申告分離課税の場合、100万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

^{*} 租税特別措置法第8条の4に規定されるものをいいます。例えば、上場株式、E T F および R E I T の配当金、ならびに公募株式投資信託（当ファンドを含みます。）の普通分配金です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記＜損益通算について＞をご参照ください。）

税率については経過期間における特例措置が設けられ、1 年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合確定申告は不要となり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

税率については経過期間における特例措置が設けられ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

ただし、経過期間においても、1 年間に受ける上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。この場合、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用であっても、その超える年の上場株式等の譲渡所得等について、源泉徴収による申告不要制度は適用されませんので、申告分離課税による確定申告を行うことが必要となります。

＜損益通算について＞

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等の譲渡損は、確定申告を行うことにより、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年の確定申告における損益通算の結果譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。ただし、損益通算の対象となる公募株式投資信託の収益分配金およびその他の上場株式等の配当金は、申告分離課税を選択したものに限り、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4

月１日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち所得税法上課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。特別分配金は課税されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年１月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,385,060,540	92.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		106,032,937	7.11
合計(純資産総額)		1,491,093,477	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年１月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	スギホールディングス	小売業	23,400	2,550.00	59,670,000	2,150.00	50,310,000	3.37
2	日本	株式	ザッパラス	情報・通信業	168	219,000.00	36,792,000	251,900.00	42,319,200	2.84
3	日本	株式	ポイント	小売業	10,120	5,090.00	51,510,800	4,060.00	41,087,200	2.76
4	日本	株式	日本電設工業	建設業	37,000	955.00	35,335,000	1,087.00	40,219,000	2.70
5	日本	株式	エービーシー・マート	小売業	13,300	3,410.00	45,353,000	2,970.00	39,501,000	2.65
6	日本	株式	カカクコム	サービス業	106	342,000.00	36,252,000	352,000.00	37,312,000	2.50
7	日本	株式	大阪証券取引所	その他金融業	88	409,000.00	35,992,000	415,000.00	36,520,000	2.45
8	日本	株式	マースエンジニアリング	機械	12,500	2,890.00	36,125,000	2,875.00	35,937,500	2.41
9	日本	株式	ぐるなび	サービス業	136	234,000.00	31,824,000	254,100.00	34,557,600	2.32
10	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	55,000	690.00	37,950,000	616.00	33,880,000	2.27

11	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	204	171,100.00	34,904,400	158,900.00	32,415,600	2.17
12	日本	株式	イービーエス	サービス業	83	359,000.00	29,797,000	388,000.00	32,204,000	2.16
13	日本	株式	科研製薬	医薬品	32,000	966.00	30,912,000	990.00	31,680,000	2.12
14	日本	株式	エフピコ	化学	7,200	4,210.00	30,312,000	4,280.00	30,816,000	2.07
15	日本	株式	石油資源開発	鉱業	7,100	4,338.47	30,803,161	4,220.00	29,962,000	2.01
16	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	106	295,000.00	31,270,000	281,100.00	29,796,600	2.00
17	日本	株式	グローウェルホールディングス	小売業	16,800	1,800.00	30,240,000	1,756.00	29,500,800	1.98
18	日本	株式	ソネット・エムスリー	サービス業	80	307,000.00	24,560,000	332,000.00	26,560,000	1.78
19	日本	株式	ワークスアプリケーションズ	情報・通信業	405	57,700.00	23,368,500	64,000.00	25,920,000	1.74
20	日本	株式	ニッセンホールディングス	小売業	47,800	401.00	19,167,800	542.00	25,907,600	1.74
21	日本	株式	ジュビターテレコム	情報・通信業	291	84,500.00	24,589,500	85,700.00	24,938,700	1.67
22	日本	株式	オービック	情報・通信業	1,750	14,680.00	25,690,000	14,200.00	24,850,000	1.67
23	日本	株式	グリー	情報・通信業	4,000	5,296.95	21,187,816	6,060.00	24,240,000	1.63
24	日本	株式	東京製鐵	鉄鋼	27,200	938.00	25,513,600	891.00	24,235,200	1.63
25	日本	株式	ミルボン	化学	10,500	2,450.00	25,725,000	2,295.00	24,097,500	1.62
26	日本	株式	アークス	小売業	15,700	1,436.00	22,545,200	1,475.00	23,157,500	1.55
27	日本	株式	キュービー	食料品	17,100	1,181.00	20,195,100	1,168.00	19,972,800	1.34
28	日本	株式	イオンディライト	サービス業	9,200	2,585.00	23,782,000	1,965.00	18,078,000	1.21
29	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	15,200	1,268.00	19,273,600	1,163.00	17,677,600	1.19
30	日本	株式	協和エクシオ	建設業	19,000	952.00	18,088,000	869.00	16,511,000	1.11

種類別及び業種別投資比率

（平成21年１月30日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（ % ）
株式	国内	鉱業	2.01
		建設業	4.83
		食料品	3.77
		パルプ・紙	2.27
		化学	4.67
		医薬品	4.38
		ゴム製品	0.73
		ガラス・土石製品	1.63
		鉄鋼	1.95
		機械	2.41
		電気機器	1.66
		輸送用機器	0.53
		精密機器	0.63
		陸運業	1.98
		海運業	1.75
		情報・通信業	17.18
		卸売業	1.19
		小売業	20.60
		銀行業	0.59
		証券、商品先物取引業	1.42
		その他金融業	2.45
		不動産業	1.63
		サービス業	12.63
合計			92.89

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年１月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額 （円） （分配落）	１口当たり 純資産額 （円） （分配付）
２期	(平成11年６月21日)	5,320	5,414	2.2679	2.3079
３期	(平成11年12月20日)	19,938	20,235	3.3557	3.4057
４期	(平成12年６月20日)	12,270	12,270	2.2725	2.2725

5期	(平成12年12月20日)	6,818	6,818	1.4857	1.4857
6期	(平成13年 6月20日)	7,072	7,072	1.6578	1.6578
7期	(平成13年12月20日)	5,303	5,303	1.3799	1.3799
8期	(平成14年 6月20日)	4,722	4,722	1.4042	1.4042
9期	(平成14年12月20日)	2,971	2,971	0.9883	0.9883
10期	(平成15年 6月20日)	3,142	3,142	1.1421	1.1421
11期	(平成15年12月22日)	4,026	4,026	1.3948	1.3948
12期	(平成16年 6月21日)	7,015	7,015	2.0258	2.0258
13期	(平成16年12月20日)	8,291	8,291	1.7111	1.7111
14期	(平成17年 6月20日)	6,098	6,098	2.0682	2.0682
15期	(平成17年12月20日)	7,325	7,399	2.9755	3.0055
16期	(平成18年 6月20日)	6,562	6,562	2.6353	2.6353
17期	(平成18年12月20日)	5,434	5,434	2.4210	2.4210
18期	(平成19年 6月20日)	4,541	4,541	2.3784	2.3784
19期	(平成19年12月20日)	3,257	3,257	1.8685	1.8685
20期	(平成20年 6月20日)	2,587	2,587	1.5994	1.5994
21期	(平成20年12月22日)	1,595	1,595	1.0439	1.0439
	平成20年 1月末日	2,892	-	1.6770	-
	平成20年 2月末日	2,779	-	1.6314	-
	平成20年 3月末日	2,588	-	1.5518	-
	平成20年 4月末日	2,631	-	1.5999	-
	平成20年 5月末日	2,715	-	1.6710	-
	平成20年 6月末日	2,494	-	1.5443	-
	平成20年 7月末日	2,409	-	1.5058	-
	平成20年 8月末日	2,294	-	1.4387	-
	平成20年 9月末日	1,922	-	1.2183	-
	平成20年10月末日	1,537	-	0.9860	-
	平成20年11月末日	1,577	-	1.0284	-
	平成20年12月末日	1,606	-	1.0558	-
	平成21年 1月末日	1,491	-	0.9961	-

【分配の推移】

期	１口当たり分配金 （円）
２期	0.0400
３期	0.0500
４期	0.0000
５期	0.0000
６期	0.0000
７期	0.0000
８期	0.0000
９期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0300
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
２期	93.9
３期	50.2
４期	32.3
５期	34.6
６期	11.6
７期	16.8
８期	1.8
９期	29.6
10期	15.6
11期	22.1
12期	45.2
13期	15.5
14期	20.9
15期	45.3
16期	11.4
17期	8.1
18期	1.8
19期	21.4
20期	14.4
21期	34.7

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年7月1日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

申込価格

取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した金額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

受渡方法

(a)取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時まで（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時まで）とします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

換金価格

換金申込日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金の申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後3時まで（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時まで）とします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年6月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年6月20日および12月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）【その他】

信託の終了等

（a）信託契約の解約

a. 委託会社は、信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。
- （注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- （注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、累積投資契約に基づいて再投資されます。原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にかかる収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のための販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第20期計算期間（平成19年12月21日から平成20年６月20日まで）及び第21期計算期間（平成20年６月21日から平成20年12月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【ＪＦジャパン小型株オープン】
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 (平成20年 6 月20日現在)	第21期 (平成20年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	168,821,399	135,598,895
株式	2,419,942,600	1,490,972,630
未収入金	15,616,217	17,125,498
未収配当金	11,640,560	2,114,800
未収利息	1,850	185
流動資産合計	2,616,022,626	1,645,812,008
資産合計	2,616,022,626	1,645,812,008
負債の部		
流動負債		
未払金	3,813,297	31,829,704
未払解約金	608,429	989,673
未払受託者報酬	1,444,905	1,051,636
未払委託者報酬	22,106,989	16,089,916
その他未払費用	288,920	210,264
流動負債合計	28,262,540	50,171,193
負債合計	28,262,540	50,171,193
純資産の部		
元本等		
元本	1,617,986,234	1,528,502,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	969,773,852	67,138,498
（分配準備積立金）	1,089,551,228	1,027,266,265
元本等合計	2,587,760,086	1,595,640,815
純資産合計	2,587,760,086	1,595,640,815
負債純資産合計	2,616,022,626	1,645,812,008

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 (自 平成19年12月21日 至 平成20年 6 月20日)	第21期 (自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日)
営業収益		
受取配当金	20,327,830	12,148,940
受取利息	295,340	341,618
有価証券売買等損益	468,648,471	879,233,446
その他収益	1,018,260	276
営業収益合計	447,007,041	866,742,612
営業費用		
受託者報酬	1,444,905	1,051,636
委託者報酬	22,106,989	16,089,916
その他費用	288,920	210,264
営業費用合計	23,840,814	17,351,816
営業損失（ ）	470,847,855	884,094,428
経常損失（ ）	470,847,855	884,094,428
当期純損失（ ）	470,847,855	884,094,428
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,523,515	36,844,705
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,514,293,985	969,773,852
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,984	58,414
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,984	58,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,269,777	55,444,045
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,269,777	55,444,045
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	969,773,852	67,138,498

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期 (自 平成19年12月21日 至 平成20年 6 月20日)	第21期 (自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左

区分	第20期 (自 平成19年12月21日 至 平成20年 6 月20日)	第21期 (自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日)
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い -	計算期間末日の取扱い 平成20年12月20日及び平成20年12月21日が休日のため、信託約款第37条により、当計算期間末日を平成20年12月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第20期 (平成20年 6 月20日現在)	第21期 (平成20年12月22日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,743,660,724円	1,617,986,234円
期中追加設定元本額	148,994円	3,081,885円
期中一部解約元本額	125,823,484円	92,565,802円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,617,986,234口	1,528,502,317口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第20期 (自 平成19年12月21日 至 平成20年 6 月20日)	第21期 (自 平成20年 6 月21日 至 平成20年12月22日)
1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,211,475,513円	2,091,195,416円
分配準備積立金額	1,089,551,228円	1,027,266,265円
当ファンドの分配対象収益額	3,301,026,741円	3,118,461,681円
当ファンドの期末残存口数	1,617,986,234口	1,528,502,317口
1万口当たり収益分配対象額	20,402.06円	20,402.07円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第20期 （平成20年6月20日現在）		第21期 （平成20年12月22日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）
株式	2,419,942,600	76,574,515	1,490,972,630	265,301,423
合計	2,419,942,600	76,574,515	1,490,972,630	265,301,423

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区分	第20期 （平成20年6月20日現在）	第21期 （平成20年12月22日現在）
1口当たりの純資産額	1.5994円	1.0439円
（1万口当たりの純資産額）	（15,994円）	（10,439円）

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成20年12月22日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	日本電設工業	37,000	955.00	35,335,000	
	協和エクシオ	19,000	952.00	18,088,000	
	高砂熱学工業	22,000	772.00	16,984,000	
	雪印乳業	38,000	350.00	13,300,000	
	日清オイリオグループ	17,000	498.00	8,466,000	
	キュービー	17,100	1,181.00	20,195,100	
	東洋水産	6,000	2,700.00	16,200,000	
	わらべや日洋	5,400	1,568.00	8,467,200	
	レンゴー	55,000	690.00	37,950,000	
	エア・ウォーター	35,000	763.00	26,705,000	
	ミルボン	10,500	2,450.00	25,725,000	
	エフピコ	7,200	4,210.00	30,312,000	
	科研製薬	32,000	966.00	30,912,000	
	ツムラ	5,200	3,330.00	17,316,000	
	富士製薬工業	6,800	1,550.00	10,540,000	
	横浜ゴム	34,000	447.00	15,198,000	
	太平洋セメント	91,000	168.00	15,288,000	
	日本カーボン	58,000	227.00	13,166,000	
	東京製鐵	27,200	938.00	25,513,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	大和工業	2,200	2,360.00	5,192,000	
	マースエンジニアリング	12,500	2,890.00	36,125,000	
	アクセル	18	356,000.00	6,408,000	
	ホシデン	7,100	1,420.00	10,082,000	
	シスメックス	4,200	3,220.00	13,524,000	
	フェローテック	7,200	910.00	6,552,000	
	ユーシン	30,500	306.00	9,333,000	
	テイ・エス テック	17,100	533.00	9,114,300	
	朝日インテック	6,500	807.00	5,245,500	
	山九	36,000	338.00	12,168,000	
	日立物流	6,300	1,314.00	8,278,200	
	新和海運	60,000	240.00	14,400,000	
	第一中央汽船	60,000	247.00	14,820,000	
	ＩＴホールディングス	6,200	1,228.00	7,613,600	
	グリー	300	5,180.00	1,554,000	
	ザッパラス	168	219,000.00	36,792,000	
	ソネットエンタテインメント	39	221,900.00	8,654,100	
	フリービット	41	482,000.00	19,762,000	
	ワークスアプリケーションズ	405	57,700.00	23,368,500	
	オービック	1,750	14,680.00	25,690,000	
	A C C E S S	35	241,600.00	8,456,000	
	ジュピターテレコム	291	84,500.00	24,589,500	
	ネットワンシステムズ	204	171,100.00	34,904,400	
	GMOインターネット	28,900	475.00	13,727,500	
	カブコン	9,300	1,952.00	18,153,600	
	タビオ	7,800	998.00	7,784,400	
	J F E 商事ホールディングス	33,000	259.00	8,547,000	
	東邦薬品	7,700	1,162.00	8,947,400	
	エービーシー・マート	13,300	3,410.00	45,353,000	
	ポイント	10,120	5,090.00	51,510,800	
	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	66	270,000.00	17,820,000	
	ハニーズ	5,190	902.00	4,681,380	
	スタートトゥデイ	106	295,000.00	31,270,000	
	グローウェルホールディングス	16,800	1,800.00	30,240,000	
	良品計画	3,100	4,490.00	13,919,000	
	西松屋チェーン	17,600	808.00	14,220,800	
	サイゼリヤ	15,200	1,268.00	19,273,600	
	スギホールディングス	23,400	2,550.00	59,670,000	
	オークワ	11,000	1,325.00	14,575,000	
	ニッセンホールディングス	47,800	401.00	19,167,800	
	ケーズホールディングス	4,500	1,509.00	6,790,500	
	吉野家ホールディングス	81	113,800.00	9,217,800	
	アークス	15,700	1,436.00	22,545,200	
	サンドラッグ	4,000	2,515.00	10,060,000	
	武蔵野銀行	2,800	3,430.00	9,604,000	
	マネックスグループ	263	30,050.00	7,903,150	
	マネーパートナーズグループ	205	71,200.00	14,596,000	
	大阪証券取引所	88	409,000.00	35,992,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	パーク２４	23,900	649.00	15,511,100	
	東京建物	32,000	429.00	13,728,000	
	ミクシィ	29	577,000.00	16,733,000	
	リニカル	2,800	769.00	2,153,200	
	カカクコム	106	342,000.00	36,252,000	
	ソネット・エムスリー	118	307,000.00	36,226,000	
	ディー・エヌ・エー	38	263,200.00	10,001,600	
	ぐるなび	241	234,000.00	56,394,000	
	イーピーエス	83	359,000.00	29,797,000	
	サイバーエージェント	167	56,400.00	9,418,800	
	イオンディライト	9,200	2,585.00	23,782,000	
	ダイセキ	10,600	1,615.00	17,119,000	
計	銘柄数：	79		1,490,972,630	
	組入時価比率：	93.4%		100.0%	
合計				1,490,972,630	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（口）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年１月30日現在）

種類	金額	単位
資産総額	1,497,012,976	円
負債総額	5,919,499	円
純資産総額(-)	1,491,093,477	円
発行済口数	1,496,878,011	口
１口当たり純資産額(/)	0.9961	円

第５【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
２期	2,610,830,290	329,598,715	2,345,866,799
３期	5,643,862,200	2,048,091,222	5,941,637,777
４期	1,885,988,937	2,428,001,813	5,399,624,901
５期	228,995,798	1,038,810,773	4,589,809,926
６期	182,468,283	506,279,104	4,265,999,105
７期	68,406,641	491,045,775	3,843,359,971
８期	32,040,322	512,035,319	3,363,364,974
９期	4,897,017	361,386,556	3,006,875,435
10期	45,243,075	300,817,867	2,751,300,643
11期	532,501,106	397,234,638	2,886,567,111
12期	1,689,374,452	1,113,159,255	3,462,782,308
13期	2,063,915,557	680,682,137	4,846,015,728
14期	336,255,461	2,233,777,695	2,948,493,494
15期	368,784,720	855,237,276	2,462,040,938
16期	710,080,631	681,914,865	2,490,206,704
17期	47,105,866	292,744,725	2,244,567,845
18期	44,688,451	380,016,872	1,909,239,424
19期	12,608,267	178,186,967	1,743,660,724
20期	148,994	125,823,484	1,617,986,234
21期	3,081,885	92,565,802	1,528,502,317

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

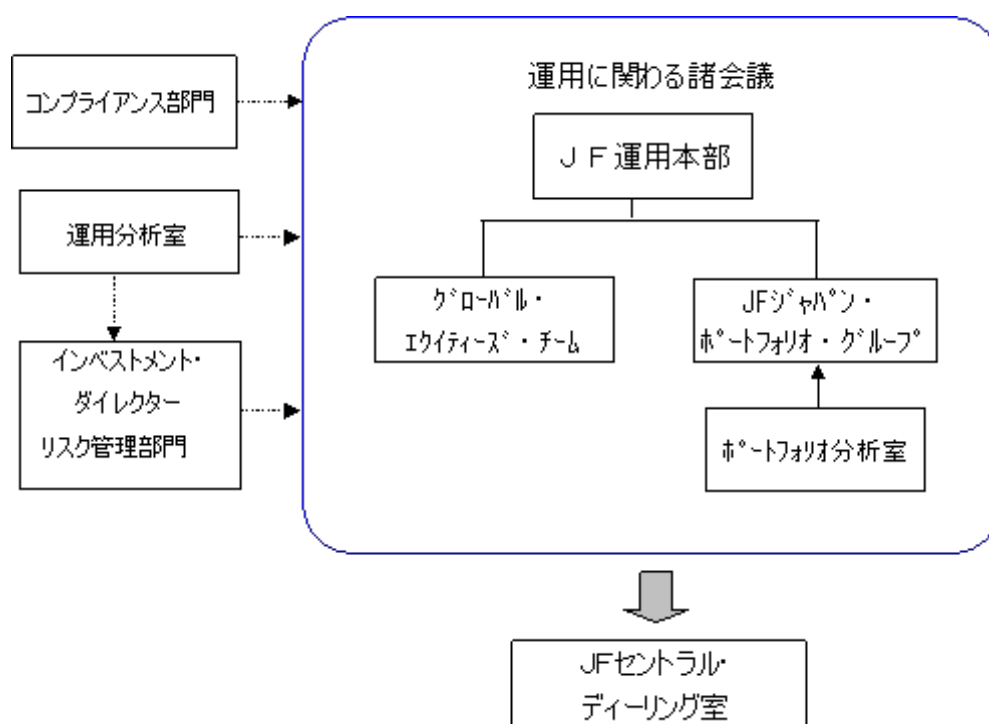
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

投資運用の意思決定機構

(イ) JF 運用本部



ＪＦ運用本部は、ＪＦストラテジーに基づいた運用を行います。

ＪＦ運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、ＪＦストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

ＪＦジャパン・ポートフォリオ・グループ、グローバル・エクイティーズ・チームは、それぞれの資産クラス別のポートフォリオ・マネジャーで構成されます。各ポートフォリオ・マネジャーは、その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。

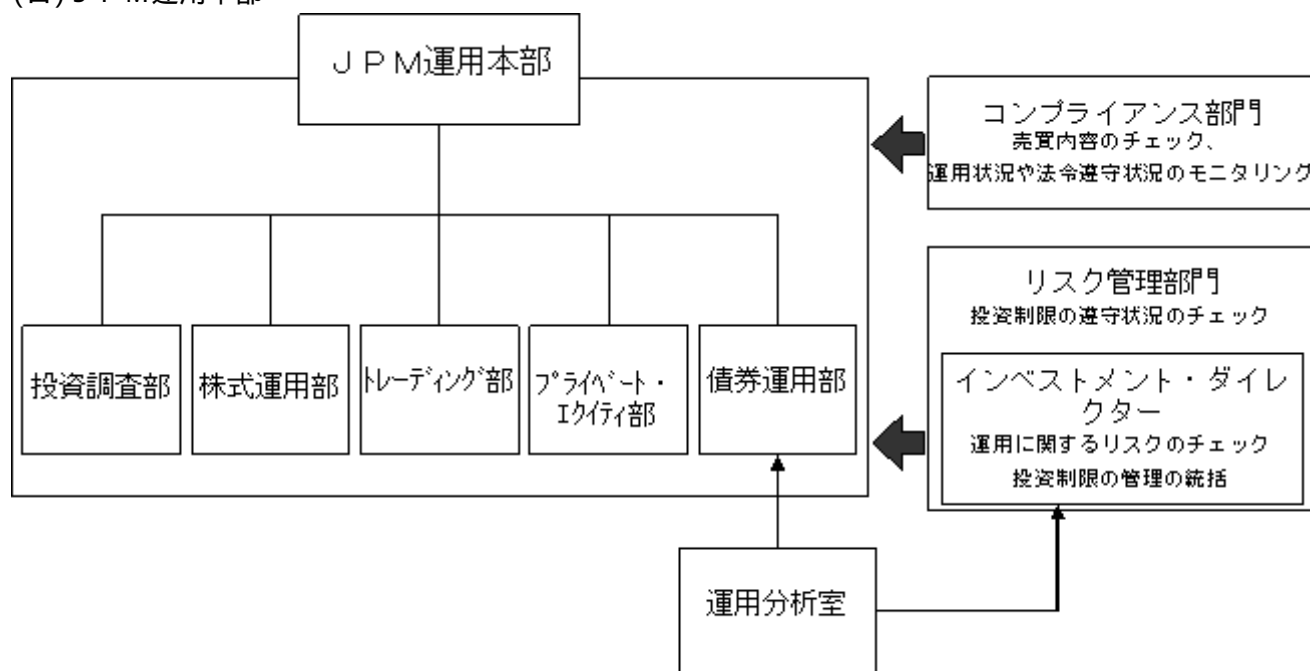
ＪＦセントラル・ディーリング室は、ＪＦ運用本部のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、ＪＦジャパン・ポートフォリオ・グループのために運用実績の分析および評価を行い、その情報を提供します。

運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、ＪＦ運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

(ロ) ＪＰＭ運用本部



ＪＰＭ運用本部は、ＪＰＭストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部、トレーディング部、プライベート・エクイティ部および債券運用部で構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはＪＰＭストラテジーに基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、そのレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。

トレーディング部は、株式運用部のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券の売買発注、管理を行います。

運用分析室は、顧客報告のために運用実績の分析および評価を行うとともに、債券運用部およびインベ

ストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

運用部門から独立しているリスク管理部門所属のインベストメント・ダイレクターが、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。

（注）上記（イ）および（ロ）の意思決定機構・組織名称等は、2009年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は71本、親投資信託33本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うもの）および登録金融機関を通じて行っています。平成21年１月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は6,467億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第17期事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第18期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、第17期事業年度（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の２の規定に基づき、また第18期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第19期中間会計期間（平成20年４月１日から平成20年９月30日まで）の中間財務諸表については金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第17期 （平成19年 3月31日）			第18期 （平成20年 3月31日）		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金及び預金			8,291,572			9,354,204	
支払委託金			505			-	
収益分配金		505			-		
立替金			-			7,199	
前払費用			792			37,125	
未収入金			1,017,818			1,378,981	
未収委託者報酬			3,164,203			3,605,899	
未収収益			3,791,789			2,949,643	
繰延税金資産			680,434			474,730	
流動資産計			16,947,116	89.7		17,807,784	80.3
固定資産							
投資その他の資産			1,946,735	10.3		4,382,354	
投資有価証券		1,687,923			3,485,313		
敷金保証金		32,652			80,641		
繰延税金資産		200,159			763,532		
その他		26,000			52,866		
固定資産計			1,946,735	10.3		4,382,354	19.7
資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

		第17期 (平成19年 3 月31日)			第18期 (平成20年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			35,439			117,791	
未払金			2,288,990			2,930,605	
未払収益分配金		1,736			1,827		
未払償還金		38,324			23,153		
未払手数料		1,255,091			1,417,638		
その他未払金		993,839			1,487,986		
未払費用			1,645,594			2,698,858	
未払法人税等			1,823,754			472,430	
賞与引当金			968,595			853,648	
役員賞与引当金			-			41,576	
流動負債計			6,762,375	35.8		7,114,910	32.1
固定負債							
長期未払金			-			7,522	
長期未払費用			64,551			-	
賞与引当金			-			821,753	
役員賞与引当金			-			173,860	
退職給付引当金			-			147,169	
固定負債計			64,551	0.3		1,150,305	5.1
負債合計			6,826,926	36.1		8,265,215	37.2

有価証券報告書（内国投資信託）

		第17期 （平成19年 3 月31日）			第18期 （平成20年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			2,218,000	11.8		2,218,000	10.0
資本剰余金			1,000,000	5.3		1,000,000	4.5
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,657,274	45.8		11,142,942	50.2
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,623,598			11,109,265		
株主資本計			11,875,274	62.9		14,360,942	64.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			191,651	1.0		436,018	1.9
評価・換算差額等計			191,651	1.0		436,018	1.9
純資産合計			12,066,925	63.9		13,924,923	62.8
負債・純資産合計			18,893,851	100.0		22,190,139	100.0

（２）【損益計算書】

		第17期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）			第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			12,107,016			17,864,749	
投資顧問料			12,003,807			10,489,106	
その他営業収益			430,120			421,315	
営業収益計			24,540,945	100.0		28,775,171	100.0
営業費用							
支払手数料			4,934,546			6,679,308	
広告宣伝費			366,015			391,429	
調査費			4,152,792			6,928,125	
委託調査費		4,047,258			6,779,989		
調査費		95,333			138,807		
図書費		10,199			9,328		
委託計算費			222,441			329,137	
営業雑経費			263,599			418,113	
通信費		23,190			33,464		
印刷費		224,121			365,972		
協会費		14,074			7,481		
諸会費		2,214			11,194		
営業費用計			9,939,396	40.5		14,746,114	51.2

		第17期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）			第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
一般管理費							
給料			4,026,596			6,296,250	
役員報酬	1	153,132			126,179		
給料・手当		1,782,542			2,272,332		
賞与		1,109,167			1,834,973		
賞与引当金繰入額		917,736			1,535,026		
役員賞与		-			238,709		
役員賞与引当金繰入額		-			215,436		
その他の報酬		64,019			73,592		
福利厚生費			230,503			370,832	
交際費			41,498			42,447	
寄付金			3,935			16,890	
旅費交通費			167,192			202,082	
租税公課			97,451			81,397	
不動産賃借料			391,548			535,266	
退職給付費用負担金			1,026,012			-	
退職給付費用			-			116,581	
退職金			161,527			68,794	
消耗器具備品費			74,514			138,044	
事務委託費			98,856			164,429	
関係会社付替費用			1,978,429			2,180,518	
諸経費			91,753			124,387	
一般管理費計			8,389,824	34.2		10,337,923	35.9
営業利益			6,211,724	25.3		3,691,132	12.9

		第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
分配金・償還金時効		3,334			13,889		
受取配当金		49,961			3,198		
有価証券売却益		271,649			529,092		
為替差益		-			67,742		
その他営業外収益		33,745			36,496		
営業外収益計			358,691	1.5		650,419	2.2
営業外費用							
為替差損		57,278			-		
業法上の負担額	2	-			13,751		
その他営業外費用		13,812			1,612		
営業外費用計			71,090	0.3		15,363	0.1
経常利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
税引前当期純利益			6,499,325	26.5		4,326,188	15.0
法人税、住民税及び事業税			2,988,489	12.2		1,768,693	6.1
法人税等調整額			197,576	0.8		71,827	0.3
当期純利益			3,708,411	15.1		2,485,667	8.6

（３）【株主資本等変動計算書】

第17期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
平成18年 3 月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	4,915,186	4,948,862	8,166,862
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	-	3,708,411	3,708,411	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	3,708,411	3,708,411	3,708,411
平成19年 3 月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年３月31日 残高（千円）	39,914	39,914	8,206,776
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	3,708,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	151,737	151,737	151,737
事業年度中の変動額合計（千円）	151,737	151,737	3,860,149
平成19年３月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925

第18期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年３月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	8,623,598	8,657,274	11,875,274
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	-	2,485,667	2,485,667	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	2,485,667	2,485,667	2,485,667
平成20年３月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年３月31日 残高（千円）	191,651	191,651	12,066,925
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	2,485,667
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	627,669	627,669	627,669
事業年度中の変動額合計（千円）	627,669	627,669	1,857,998
平成20年３月31日 残高（千円）	436,018	436,018	13,924,923

重要な会計方針

項目	第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。	其他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備え るため、当期に負担すべき支給見込 額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるた め、当事業年度に帰属する額を計 上しております。 (2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親 会社の運営する株式報酬制度に係 る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき退職給付引当 金を計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事 業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞ れ発生した翌事業年度から費用処 理することとしております。
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は12,066,925千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	- -

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。 この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。 なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。 (追加情報) 当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したこととともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。

表示方法の変更

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで未払費用(前事業年度788,428千円)及び長期未払費用(前事業年度50,860千円)に含めて表示していました賞与引当金を、当事業年度より、賞与引当金(当事業年度968,595千円)として表示しております。	(貸借対照表) -

注記事項

(貸借対照表関係)

第17期 (平成19年3月31日)	第18期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第17期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 350,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内 * 2 -	* 1 - * 2 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2（改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条）に基づく負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第17期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第18期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第17期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）	第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第17期（平成19年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	1,364,676	1,687,923	323,247

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
6,282,299	271,649	-

第18期（平成20年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	733,986

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

（デリバティブ取引関係）

第17期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）	第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第17期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）	第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）																																										
採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、グループ会社が採用している適格退職年金制度に加入しています。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 ２．退職給付債務に関する事項 （単位：千円） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">102,787</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">37,425</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">6,957</td></tr> <tr> <td> </td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">147,169</td></tr> <tr> <td>（　＋　＋　＋　＋　）</td><td></td></tr> </table> ３．退職給付費用に関する事項 （単位：千円） <table> <tr> <td>勤務費用（注１）</td><td style="text-align: right;">96,639</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">225</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">1,571</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td style="text-align: right;">27,300</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">6,012</td></tr> <tr> <td> </td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">116,581</td></tr> <tr> <td>（　＋　＋　＋　＋　＋　）</td><td></td></tr> </table> （注１）出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 ４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.00%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td style="text-align: right;">8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	退職給付債務	102,787	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	37,425	未認識数理計算上の差異	6,957			退職給付引当金	147,169	（　＋　＋　＋　＋　）		勤務費用（注１）	96,639	利息費用	225	過去勤務債務の費用処理額	1,571	数理計算上の差異の費用処理額	-	確定拠出年金支払額	27,300	その他	6,012			退職給付費用	116,581	（　＋　＋　＋　＋　＋　）		退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	2.00%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年
退職給付債務	102,787																																										
年金資産	-																																										
会計基準変更時差異	-																																										
未認識過去勤務債務	37,425																																										
未認識数理計算上の差異	6,957																																										
退職給付引当金	147,169																																										
（　＋　＋　＋　＋　）																																											
勤務費用（注１）	96,639																																										
利息費用	225																																										
過去勤務債務の費用処理額	1,571																																										
数理計算上の差異の費用処理額	-																																										
確定拠出年金支払額	27,300																																										
その他	6,012																																										
退職給付費用	116,581																																										
（　＋　＋　＋　＋　＋　）																																											
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																										
割引率	2.00%																																										
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																										
数理計算上の差異の処理年数	8年																																										

（ストック・オプション等関係）

第17期 （自平成18年 4 月 1 日 至平成19年 3 月31日）	第18期 （自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第17期 （平成19年 3 月31日）	第18期 （平成20年 3 月31日）																																																				
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>142,550</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>537,883</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>-</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>331,689</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>1,012,123</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>131,529</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td><td>131,529</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>880,593</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税	142,550	未払費用	537,883	投資有価証券評価損	-	長期未払費用	331,689	繰延税金資産計	1,012,123	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	131,529	繰延税金負債計	131,529	繰延税金資産の純額	880,593	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>（流動）</td><td></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>77,276</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>33,188</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>347,349</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>16,917</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>474,730</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>474,730</td></tr> <tr> <td>（固定）</td><td></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>334,939</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>70,743</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金</td><td>59,883</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>297,967</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>763,532</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>763,532</td></tr> </table>	（流動）		繰延税金資産	千円	未払費用	77,276	未払事業税	33,188	賞与引当金	347,349	役員賞与引当金	16,917	繰延税金資産計	474,730	繰延税金資産の純額	474,730	（固定）		繰延税金資産	千円	賞与引当金	334,939	役員賞与引当金	70,743	退職給与引当金	59,883	その他有価証券評価差額金	297,967	繰延税金資産計	763,532	繰延税金資産の純額	763,532
繰延税金資産	千円																																																				
未払事業税	142,550																																																				
未払費用	537,883																																																				
投資有価証券評価損	-																																																				
長期未払費用	331,689																																																				
繰延税金資産計	1,012,123																																																				
繰延税金負債																																																					
その他有価証券評価差額金	131,529																																																				
繰延税金負債計	131,529																																																				
繰延税金資産の純額	880,593																																																				
（流動）																																																					
繰延税金資産	千円																																																				
未払費用	77,276																																																				
未払事業税	33,188																																																				
賞与引当金	347,349																																																				
役員賞与引当金	16,917																																																				
繰延税金資産計	474,730																																																				
繰延税金資産の純額	474,730																																																				
（固定）																																																					
繰延税金資産	千円																																																				
賞与引当金	334,939																																																				
役員賞与引当金	70,743																																																				
退職給与引当金	59,883																																																				
その他有価証券評価差額金	297,967																																																				
繰延税金資産計	763,532																																																				
繰延税金資産の純額	763,532																																																				
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>42.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%	その他	0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.8%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>42.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	その他	1.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5%																																
法定実効税率	40.7%																																																				
（調整）																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%																																																				
その他	0.5%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%																																																				
法定実効税率	40.7%																																																				
（調整）																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																																				
その他	1.0%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5%																																																				

（関連当事者との取引）

第17期（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員１名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	5,718,937	未収収益	2,393,456
								調査費等	1,522,806	未払費用	350,582
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	その他営業収益	29,674	-	-
								調査費等	2,155,970	未払費用	610,362

第18期（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員１名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

（１株当たり情報）

第17期 (自平成18年４月１日 至平成19年３月31日)	第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)
1株当たり純資産額 214,465円94銭 1株当たり当期純利益 65,909円75銭	1株当たり純資産額 247,488円19銭 1株当たり当期純利益 44,177円86銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たりの当期純利益の算定上の基礎	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たりの当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 3,708,411千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 3,708,411千円 普通株式の期中平均株式数 56,265株	損益計算書上の当期純利益 2,485,667千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 2,485,667千円 普通株式の期中平均株式数 56,265株

（重要な後発事象）

第17期 (自平成18年４月１日 至平成19年３月31日)	第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)
-	重要な事業の譲受 １．その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、当社と同じ資産運用部門であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するＪＰモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年６月１日に譲り受けました。 ＪＰモルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考えます。 ２．譲り受けた相手会社の名称 ＪＰモルガン信託銀行株式会社 ３．譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲り受けは、平成20年８月１日を予定しております。 ４．譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年６月１日におけるＪＰモルガン信託銀行株式会社の資産運用部門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965千円、39,689千円であります。

(１) 中間貸借対照表

		第19期中間会計期間末 (平成20年 9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%
流動資産				
現金及び預金			13,153,787	
立替金			13,560	
前払費用			79,659	
未収入金			96,960	
未収委託者報酬			2,797,205	
未収収益			4,174,493	
繰延税金資産			1,210,090	
その他			93,430	
流動資産計			21,619,188	84.6
固定資産				
投資その他の資産			3,945,408	
投資有価証券		2,444,142		
敷金保証金		76,434		
繰延税金資産		1,406,011		
その他		18,819		
固定資産計			3,945,408	15.4
資産合計			25,564,597	100.0

		第19期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%
流動負債				
預り金			191,235	
未払金			1,736,063	
未払収益分配金		2,484		
未払償還金		22,981		
未払手数料		1,015,360		
その他未払金	1	695,237		
未払費用			1,840,208	
未払法人税等			2,131,920	
賞与引当金			2,250,188	
役員賞与引当金			43,822	
流動負債計			8,193,438	32.0
固定負債				
賞与引当金			1,944,155	
役員賞与引当金			197,887	
退職給付引当金			223,532	
その他			7,078	
固定負債計			2,372,653	9.3
負債合計			10,566,091	41.3

		第19期中間会計期間末 （平成20年 9 月30日）		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			12,413,031	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,379,354		
株主資本計			15,631,031	61.1
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			632,526	
評価・換算差額等計			632,526	2.4
純資産合計			14,998,505	58.7
負債・純資産合計			25,564,597	100.0

(２) 中間損益計算書

		第19期中間会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業収益		千円	千円	%
委託者報酬			9,837,718	
運用受託報酬			5,217,646	
その他			206,697	
営業収益計			15,262,062	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			7,709,449	
支払手数料		3,742,785		
調査費		3,444,019		
その他営業費用		522,644		
一般管理費			5,290,659	
営業費用・一般管 理費計			13,000,109	85.2
営業利益			2,261,952	14.8

		第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
営業外収益	1	千円 14,058	千円	%
営業外収益計			14,058	0.1
営業外費用	2	83,359		
営業外費用計			83,359	0.5
経常利益			2,192,651	14.4
特別利益	3	15,546		
特別利益計			15,546	0.1
特別損失	4	16,296		
特別損失計			16,296	0.1
税引前中間純利益			2,191,902	14.4
法人税、住民税及び事業税			2,163,611	14.2
法人税等調整額			1,241,798	8.1
中間純利益			1,270,088	8.3

（３）中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
平成20年 3 月31日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	11,109,265	11,142,942	14,360,942
中間会計期間中の変動額	-	-	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	1,270,088	1,270,088	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計（千円）	-	-	-	-	1,270,088	1,270,088	1,270,088
平成20年 9 月30日 残高（千円）	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,379,354	12,413,031	15,631,031

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年３月31日 残高（千円）	436,018	436,018	13,924,923
中間会計期間中の変動額	-	-	-
中間純利益	-	-	1,270,088
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動 額（純額）	196,507	196,507	196,507
中間会計期間中の変動額合計（千円）	196,507	196,507	1,073,581
平成20年９月30日 残高（千円）	632,526	632,526	14,998,505

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第19期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法 2．引当金の計上基準 3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理方法の変更

第19期中間会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、前事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。

表示方法の変更

第19期中間会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
(中間損益計算書関係) 前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間末 （平成20年 9 月30日）
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日）
1 営業外収益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 4,216千円 2 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 69,395千円 3 特別利益のうち主要なもの 前期損益修正益 15,546千円 4 特別損失のうち主要なもの ゴルフ会員権評価損 16,296千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）

第19期中間会計期間末（平成20年９月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	3,510,617	2,444,142	1,066,474
合計	3,510,617	2,444,142	1,066,474

（デリバティブ取引関係）

第19期中間会計期間 （自平成20年４月１日 至平成20年９月30日）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第19期中間会計期間
（自平成20年４月１日
至平成20年９月30日）

（共通支配下の取引等）

１．結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（１）対象となった事業の名称及びその事業の内容

ＪＰモルガン信託銀行株式会社の一部業務

（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等）

（２）企業結合の法的形式

ＪＰモルガン信託銀行株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡

（３）結合後企業の名称

名称の変更はありません。

（４）取引の目的を含む取引の概要

米国の銀行持株会社であるＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーのＪＰモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するＪＰモルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。

事業譲受日

平成20年５月31日 資産運用業務

平成20年７月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務

譲り受けた資産負債の額

資産の額 857,471千円

（未収収益および未収入金）

負債の額 45,339千円

（未払費用および未払金）

２．実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年５月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

（１株当たり情報）

第19期中間会計期間 （自平成20年４月１日 至平成20年９月30日）	
１株当たり純資産額	266,569円00銭
１株当たり中間純利益金額	22,573円33銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
１株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,270,088千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,270,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成20年8月に、ＪＰモルガン信託銀行株式会社の資産運用部門の事業の譲り受けを完了しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成20年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成20年3月末日現在)	事業の内容
1	三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	同上
3	三菱ＵＦＪ証券株式会社	65,518百万円	同上

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成20年 9 月18日 有価証券届出書

平成20年 9 月18日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年 7 月30日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦジャパン小型株オープンの平成19年12月21日から平成20年 6 月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦジャパン小型株オープンの平成20年 6 月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年２月18日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦジャパン小型株オープンの平成20年６月21日から平成20年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦジャパン小型株オープンの平成20年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、ＪＰモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成20年４月１日から平成20年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年４月１日から平成20年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、前事業年度より親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理方法を変更したことに伴い、その旨及び当該変更の内容を注記している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。